

# 医療費・食事療養費は国保が負担

被保険者の方が病気やけがをした時に医療機関でかかる医療費、および入院した時の食事の自己負担額は、下表のとおりです。残りの金額については国保が負担します。

【表1】の70歳以上の方の自己負担の割合は、高齢受給者証に示す割合となります。

【表2】の住民税非課税世帯等とは、世帯の全員（擬制世帯主を含む）が当該年度の住民税が非課税の世帯です。該当する場合は、「標準負担額減額認定証」

（8月～翌年7月まで有効）の交付申請（保険証、印鑑が必要）をしてください。ただし、同じ世帯に所得の確認ができない方（未申告の方など）がいる場合は該当しません。

入院日数が90日を超える場合は申請をして「標準負担額認定証」の更新申請（保険証、標準負担額減額認定証、印鑑、90日を超えることを確認できる領収書または医療機関の証明書が必要）をしてください。

【表1】療養(医療費)の給付

年齢	自己負担の割合
0～2歳	2割
3～69歳	3割
70歳以上	1割または2割

【表2】入院時の食事療養費

	1日当たり	備考
一般の世帯	780円	
住民税非課税世帯等	90日まで	650円 過去12カ月の入院日数により自己負担額が変わります。
	90日超	500円
70歳以上で低所得の人	300円	前期高齢者

## 問合せ先

- 本 庁 市民課国保係 ☎32-1111
- 松橋市民センター 国民年金係 ☎32-1111
- 三角支所 国保年金係 ☎53-1111
- 不知火支所 国保年金係 ☎33-1111
- 小川支所 国保年金係 ☎43-1111
- 豊野支所 国保年金係 ☎45-2111



清水佐和子  
ピアノリサイタル  
Sawako Shimizu Piano Recital  
En blanc et noir vol.1

5月21日(土)  
18:00開場 18:30開演  
ウイングまっばせ  
文化ホール

●チケット取り扱い  
清水佐和子後援会事務所 ☎33-5541  
ピアノ・ハープ社 ☎096-386-8248  
大谷楽器 ☎096-355-2248

●問合せ先  
清水佐和子後援会事務所 ☎33-5541

■後援 宇城市教育委員会 ほか  
■チケット (全席自由)  
一般 2,000円/高校生以下 1,000円

## 募集!! 龍燈太鼓初心者教室



- 期 間 5月21日から毎週土曜日(全20回程度)  
※開校式を5月21日(土)に実施します。
- 時 間 午後7時30分～8時30分
- 場 所 不知火公民館2階大会議室
- 対象者 宇城市在住の小学4年生以上(ただし小中学生は保護者の送迎が可能な方に限ります)
- 定 員 20人(定員になり次第締め切り)
- 講 師 不知火龍燈太鼓保存会メンバー
- 受講料 月1,000円(ハチ代ほか)
- 後 援 宇城市教育委員会
- 申込締切 5月20日(金)
- 申込・問合せ先 不知火龍燈太鼓保存会・對田 ☎33-5110

## ★賢く★ みんなの 年金学

## あきらめていませんか? あなたの年金



老齢基礎年金を受給するためには、保険料を納めた期間（厚生年金保険・共済組合の加入期間も含む）や保険料免除期間および合算対象期間（国民年金に加入しなくてもよかった期間）が最低25年必要です。

意加入制度」があります。せっかく納めた年金をこのまま無駄にしないために、また、任意加入しても、なるべく早く25年になるよう、今から保険料の納付を始めましょう。また、25年以上ある方でも、過去に未納や免除があって年金額が少ない方は、任意加入して満額に近い年金を受けるようにしましょう。

25年ないからとあきらめていませんか?  
国民年金は強制的に加入するのは、20歳～60歳までですが、期間が足りない方のために、65歳まで加入できる「任

## 国民年金の加入は3タイプ

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入しなければなりません。国民年金の被保険者は次の種別に分かれます。

### ●第1号被保険者

日本国内に住んでいる学生・農業・自営業・無職などの人。20歳になったときや会社を辞めたときには届け出が必要です。

### ●第2号被保険者

サラリーマンや公務員は、厚生年金保険や共済組合の加入者ですが、同時に国民年金の被保険者でもあります。

### ●第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方。届け出は配偶者の勤める事業所や共済組合を通じて行います。保険料は、厚生年金保険や共済組合で負担する仕組みになっています。人生の節目には、国民年金のお届けをお忘れなく。

問合せ先 熊本東社会保険事務所 ☎096-367-2500

## 簡易な登録申請で 宇城市の小規模な契約事業が受注可能です

宇城市が発注する小規模な修繕、業務委託、建築資材・物品の購入の受注を希望される方の登録申請を受け付けます。申請用紙の配布と受付は、本庁財政課（契約検査係）および各支所総務課で行います。

※宇城市入札参加資格審査申請書により有資格者名簿に登録されている方は申請の必要はありません。また、希望業種を履行するために必要な資格・許可を有しない方も申請できません。なお、この申請をされた方は、宇城市が発注する小規模な契約の際に業者選定の対象となりますが、指名や契約を約束するものではありません。

- 対象者 宇城市内に主たる事業所を有する個人または法人（建築業の許可の有無、経営規模、従業員数などを問わず）
- 申請期間 随時（土・日・祝日を除く午前9時から午後4時）
- 申請場所 財政課（契約検査係）および各支所総務課
- 有効期限 平成19年3月31日（次回更新時は平成19年4月1日から2年間有効）

### 建築関係

ガラス、サッシ、網戸、建具、壁、屋根、門扉、内装（カーテン・カーペット・畳）、大工、左官、塗装、錠鍵、タイル、ブロック、畳、雨どい、障子、ふすま

### 設備関係

電気器具、配線、照明、放送機器、空調機器、ボイラー、ガス機器、水道、便器、浄化槽、排水詰まり

### 土木関係

防護柵、舗装、遊具、交通安全、土工、造園、除草

### 物 品

印鑑、石油ガス類、贈答品、食器、家電、家具、食料品、農産物、看板、清掃、運送、楽器、カメラ

※詳細については、申請書配布を希望される時にご説明致します。  
問合せ先 財政課契約検査係 ☎32-1111 (内線234・235)